

○沖縄国際大学FD支援プログラムに関する規程

平成22年2月17日

制定

(目的)

第1条 FD支援プログラム（以下、「プログラム」という）は、沖縄国際大学（以下、「本学」という）の教育の質の向上に繋がる諸活動に対し必要な補助を行うことで、本学のFD活動の実質化を図ることを目的とする。

(申請対象者)

第2条 申請対象者は、本学の専任職員とする。

(支援の対象)

第3条 プログラムの対象は、組織的FDの推進・実質化を図るもので、次のとおりとする。

- (1) 教育方法の改善に関する諸活動
- (2) 教育開発に関する諸活動
- (3) 教育制度の改善に関する諸活動
- (4) その他、FD活動の実質化に関する諸活動

2 上記の第1号から第4号の諸活動は、具体性があり、かつ、定められた期間で、学内で開催するFD講演会及び研修会において、成果の公表や学内への提言・提案が出来る見通しがあるものとする。

(支援の種類)

第4条 プログラムの種類は、次のとおりとする。

- (1) 公募プロジェクト

専任職員個人又は複数の自由意思に基づき応募するプロジェクトとする。

- (2) 指定プロジェクト

本学の教育全体にとって必要な取組・課題で、かつ、効果の高い教育を実践するための基盤となるもので、FD委員会が独自に実施するプロジェクトとする。

(申請の単位)

第5条 プログラムの申請の単位は、次のとおりとする。

- (1) 公募プロジェクト

専任職員に限る。個人でも共同でも申請を可能とするが、共同の場合、申請者に非常勤講師等の非専任職員を含めることは出来ない。同一年度に複数の諸活動の申請者となることはできない。

(2) 指定プロジェクト

専任職員に限る。FD委員会が策定するプロジェクト概要に基づき、構成員を公募する。なお、指定プロジェクトへの参加を希望する者は、公募プロジェクトへの重複申請を認めない。

(支援期間)

第6条 支援期間は、原則として、1年以内とする。ただし、継続して支援を希望する場合は、改めて、申請することが出来る。ただし、調査活動に関する進捗状況・中間報告をFD委員会へ報告しなければならない。

(支援経費)

第7条 支援経費については、当該年度の予算の範囲内とする。

(申請方法)

第8条 申請者は、FD委員会において定められた所定様式及びその他必要書類を教学課へ提出しなければならない。

2 継続して支援を希望する場合は、進捗状況・中間報告書を添付しなければならない。

(審査方法)

第9条 本学FD委員会の、審査を経た後、学長が大学協議会の意見を聞いて採否を決定する。

(平28.3.31本条改正)

(審査基準)

第10条 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 本学のFD活動の実質化と拡大を図ることが出来る調査活動であること。
- (2) 組織的な取組へ発展できる見通しがあること。
- (3) 内容が具体的で、成果の公表や学内への提言・提案が出来る見通しがあること。
- (4) 本学の教育活動への教育効果が見込めること。
- (5) プログラムの目的に合致していること。
- (6) 経費が申請内容に照らして妥当性があること。

(成果の公開)

第11条 支援期間終了後、その成果を次のとおり公開しなければならない。

- (1) プログラムの支援を受けた者は、支援期間終了後、1か月以内に、FD委員会において定められた所定様式を教務部長へ提出する。
- (2) 学内で開催されるFDの講演会及び研修会において、その成果を広く大学全体に発表

する。

(3) 成果報告書等を本学HPへ掲載し公表する。

(経費の使用方法)

第12条 経費については、本学規程「科学研究費補助金（科学研究費）に係る事務取扱に関する規程」に準じて取扱うほか、必要な事項は、本学の定めによるものとする。

(事務主管)

第13条 プログラムに関する事務は、教務部教学課で行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、FD委員会が定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、学長が教授会及び大学協議会の意見を聴いて行う。

(平28.3.31本条改正)

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年9月1日から施行する。